

本市における原発事故後に関する食品の対応について

1 概要及び国等の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故により、周辺環境等から放射性物質が検出されたことから、現在、厚生労働省では以下のとおり食品の安全性確保するための対策を講じています。

(1) 出荷制限及び摂食制限

厚生労働省は、食品中の放射性物質について暫定規制値を定めており、福島県等で生産された農産物等について、この規制値を上回る放射性物質が検出された食品の出荷制限及び摂食制限が行われています。(出荷制限等の詳細については、下記アドレスを参照)

(2) 食品のモニタリング検査

出荷制限の対象となった県及び隣接する都県を中心に、食品のモニタリング検査を実施し、暫定規制値を超えるものが流通しないようにする取組が行われています。

北海道においては、水産物のモニタリング検査を実施しており、現時点で、暫定規制値を越える放射性物質が確認された食品はありません。

(3) 環境中のモニタリング検査

各都道府県等において、環境中(大気及び水等)の放射性物質のモニタリング検査を実施しており、現時点で、北海道内における環境中の放射性物質の濃度に異常はありません。

2 札幌市の対応

(1) 流通拠点における対策

札幌市中央卸売市場及び大型スーパー等に対して、出荷自粛の指示等があった農産物・水産物等が流通・販売することがないよう依頼するとともに、監視時に確認しています。

(2) 本市での検査体制

ア 検査機関：札幌市衛生研究所

イ 検査可能項目：放射性ヨウ素及び放射性セシウム

ウ 今後の方針

現時点では、上記の対策により、市内流通品の安全性は担保されていると考えていますが、今後、道内の環境モニタリング検査で異常値が出た場合など検査の必要が生じた場合には、迅速に検査を実施します。

3 関連ホームページ等

厚生労働省 東日本大震災関連情報(水道・食品関係):

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html>

出荷制限指示の実績:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj_att/2r9852000001a3rg.pdf

食品の放射性物質検査について:

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016nd7_att/2r98520000019y9t.pdf